

小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による「小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について、下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、ごみ対策課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター、東小金井駅開設記念会館、中間処理場で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 小金井市における資源物持ち去り行為を禁止するための条例改正の基本的な考え方（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成27年6月15日から7月14日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	2人	0人	1人	1人	4人
団体	0人	0人	1人	0人	1人
計	2人	0人	2人	1人	5人

(2) 延べ意見数

5人・18件（小金井市廃棄物減量等推進審議会では出された意見を除く。）

(3) 意見内容の内訳

ア 全体について 2件

イ 具体的取組について 14件

ウ その他 2件

4 提出された意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市環境部 ごみ対策課 減量推進係

電話 042-387-9835

FAX 042-383-6577

E-Mail s040299@koganei-shi.jp